

## 障害者日常生活用具一覧

令和2年4月1日現在

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額 (円)
①介護・訓練支援用具	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 *寝たきりの状態にある者	8	154,000
	特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（常時介護を要する者に限る） 2 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として3歳以上の者 3 重度又は最重度の知的障害児・者であって原則として3歳以上の者 *寝たきりの状態にある者	5	19,600
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（常時介護を要する者に限る） 2 下肢又は体幹機能障害1級の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者（常時介護を要する者に限る） *自力で排尿できない者	5	67,000
	入浴担架 *入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る） 2 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として3歳以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る） *入浴に介助を要する者	5	82,400 * 90,000
	体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る） 2 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る） *寝たきりの状態にある者	5	15,000
	移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 2 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として3歳以上の者 *下肢又は体幹機能に障害のある者	4	159,000
	訓練いす	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として3歳以上の者	5	33,100

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額 (円)
	訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者 * 下肢又は体幹機能に障害のある者	8	159,200
②自立生活支援用具	入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能障害を有する身体障害者であって、入浴に介助を必要とする者 2 下肢又は体幹機能を有する身体障害児であって、入浴に介助を要する者で原則として3歳以上の者	8	90,000
	便器 (手すり取付可)	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 2 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者 * 常時介護を要する者	8	4,450 * 便器に手すりを付けた場合 5,400
	頭部保護帽	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者であって、転倒等により頭部を強打するおそれのある者 2 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児であって、転倒等により頭部を強打するおそれのある者 3 重度又は最重度の知的障害児・者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3	A スポンジ・革が主材料 12,768 B スポンジ・プラスチックが主材料 30,870
	T字状・棒状のつえ	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者であって、比較的障害の程度が軽度であり、つえの使用により歩行機能が補完される者 2 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者である身体障害児であって比較的障害の程度が軽度であり、つえの使用により歩行機能が補完される者	3	木製 2,266 軽金属製 3,090
	移動・移乗支援用具	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって家庭内の移動等において介助を必要とする者 2 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児であり家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として3歳以上の者	8	60,000

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
	特殊便器	1 上肢障害 2 級以上の身体障害者 2 上肢障害 2 級以上の身体障害児であつて原則として学齢児以上の者 3 重度又は最重度の知的障害児・者で訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な者であつて、原則として学齢児以上の者 * 上肢機能に障害のある者	8	151,200
	火災警報器	1 障害等級 2 級以上の身体障害者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2 障害等級 2 級以上の身体障害児であつて火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る） 3 重度又は最重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る） 4 精神障害者・児であつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）	8	15,500
	自動消火器	1 上記（火災警報器）に同じ * 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8	28,700
	* 動脈血中酸素融和度測定器（パルスオキシメーター）	* 人工呼吸器の装着が必要な者		* 157,500
	電磁調理器	1 視覚障害 2 級以上の身体障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2 重度又は最重度の知的障害児・者であつて、18歳以上の者	6	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	1 視覚障害 2 級以上の身体障害者 2 視覚障害 2 級以上の身体障害児であつて、原則として学齢児以上の者	10	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	1 聴覚障害 2 級の身体障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯）	10	87,400
	視覚障害者用誘導装置	1 視覚障害を有する身体障害者であつて、音声による誘導を必要とする者 2 視覚障害を有する身体障害児であつて、音声による誘導を必要とし、原則として学齢児以上である者	5	56,000

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額 (円)
	携帯用信号装置	1 聴覚障害を有する身体障害者であつて、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者 2 聴覚障害を有する身体障害児で、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者であつて原則として学齢児以上の者	5	18,000
	トイレチェアー	1 頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てない身体障害者 2 頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てない身体障害児	5	81,000
	車椅子用段差昇降機	1 常時車椅子を使用する身体障害者 2 常時車椅子を使用する身体障害児	10	260,000
③在宅療養等支援用具	透析液加温器	1 腎臓機能障害3級以上の身体障害者で自己連続携帯式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者 2 腎臓機能障害3級以上の身体障害児であつて、原則として3歳以上の者	5	51,500
	ネブライザー	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて必要と認められる者 2 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児であつて、必要と認められる者で原則として学齢児以上の者 *呼吸器機能に障害のある者	5	36,000
	電気式たん吸引器	1 上記 (ネブライザー) に同じ	5	56,400
	酸素ボンベ運搬車	1 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	10	17,000
	盲人用体温計 (音声式)	1 視覚障害2級以上の身体障害者 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 2 視覚障害2級以上の身体障害児であつて原則として学齢児以上の者 (当該児の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	5	9,000
	盲人用体重計	1 視覚障害2級以上の身体障害者 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5	18,000
④情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	1 音声機能若しくは言語障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者 2 音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児で、発声・発語に著しい障害を有する身体障害児であつて原則として学齢児以上の者	5	98,800

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
	情報・通信支援用具	1 視覚障害2級以上若しくは上肢障害2級以上を有する身体障害者であって、情報機器（パーソナルコンピューター）の使用により、社会参加が見込まれる者 2 視覚障害2級以上若しくは上肢障害2級以上を有する身体障害児であって、情報機器（パーソナルコンピューター）の使用により、社会参加が見込まれる者で原則として学齢児以上の者	5	66,000
	点字ディスプレイ	1 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者である身体障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）で必要と認められる者	6	383,500
	点字器	1 視覚障害を有する身体障害者 2 視覚障害を有する身体障害児であって原則として学齢児以上の者	標準型：7 携帯用：5	※1 標準型A 10,712 標準型B 6,798 携帯用A 7,416 携帯用B 1,699
	点字タイプライター	1 視覚障害2級以上の身体障害者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る） 2 視覚障害2級以上の身体障害児で原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者	5	63,100
	視覚障害者用録音再生ポータブルレコーダー	1 視覚障害2級以上の身体障害者 2 視覚障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上の者	6	85,000
		再生専用機	1 上記（録音再生機）に同じ	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	1 視覚障害2級以上の身体障害者 2 視覚障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	6	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	1 視覚障害を有する身体障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 2 視覚障害を有する身体障害児で本装置により文字等を読むことが可能になる者であって、原則として学齢児以上の者	8	198,000
	盲人用時計（触読時計）	1 視覚障害2級以上の身体障害者	10	10,300

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額 (円)
	盲人用時計 (音声時計)	1 視覚障害 2 級以上の身体障害者であって、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者	10	13,300
	聴覚障害者用通信装置	1 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要と認められる者 2 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害児であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	5	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	1 聴覚障害を有する身体障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 2 聴覚障害を有する身体障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6	88,900
	人工喉頭	1 音声・言語機能障害を有する身体障害者・児であって、咽頭摘出したこと等により、音声機能を喪失した者	笛式：4 電動式：5	笛式 5,150 電動式 72,203
	文字放送ラジオ	1 聴覚障害を有する身体障害者であって、文字による情報を必要とする者 2 聴覚障害を有する身体障害児であって文字による情報を必要とする者で原則として学齢児以上の者	5	23,000
⑤排泄管理 支援用具	ストマ用装具 (ストマ用品、洗腸用具) 紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	1 腸管の切除又は膀胱の切除によって、肛門からの排便若しくは膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け、排泄を行っている者 2 腸管の切除又は膀胱の切除によって、肛門からの排便若しくは膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け、排泄を行っている児童	—	ストマ (月額) (蓄便) 8,858 (蓄尿) 11,639 その他 12,000

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
	収尿器	<p>1 脊髄損傷等による排尿機能障害を有する身体障害者であって、排尿を自分の意志で調節することが困難なため、常時失禁が生じているために収尿器を必要とする者</p> <p>2 脊髄損傷等による排尿機能障害を有する身体障害児であって、排尿を自分の意志で調節することが困難なため、常時失禁が生じているために収尿器を必要とする者</p>	1	<p>男性用普通型 7,931</p> <p>男性用簡易型 5,871</p> <p>女性用普通型 8,755</p> <p>女性用簡易型 6,077</p>
⑥住宅改修費	居室生活動作補助用具（住宅改修）	<p>1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）</p> <p>2 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）</p> <p>（給付要件） 給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、身体及び住宅の状況等を勘案して町長が必要と認める場合に給付する。 （給付対象となる工事等） ① 手すりの取付け ② 床段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修工事 （給付の限度） 住宅改修費の給付は1人原則として1回とする。 * 下肢又は体幹機能に障害のある者</p>	—	200,000

- ※ 1 標準型 A : 32マス18行、両面書、真鍮板製  
標準型 B : 32マス18行、両面書、プラスチック製  
携帯用 A : 32マス4行、片面書、アルミニウム製  
携帯用 B : 32マス12行、片面書、プラスチック製
- ※ 2 \* については難病等の基準等とする。